



町長とのふれあいミーティングを開催します



問 協働推進課 ☎ 0465-85-5004 メール kyoudou@town.oi.kanagawa.jp

町民との協働によるまちづくりを推進するため、町長と町民の皆さんが直接対話する場を設け、ご意見などを広く伺います。町政に関することなら自由に発言していただけます。

※ 対象は町民の方です。

- 内 ・新たな防災気象情報について
2026年5月29日から運用を開始した新たな防災気象情報について説明します。
- ・懇談～町長とおおいに語ろう～
町政について、参加者の皆さんからご意見などをいただき、町長がお答えします。

申 開催日の前日までに協働推進課に直接、電話、電子メールのいずれか（先着順）

※ 同時に複数名の申し込みが可能です。その場合、連絡先は代表者の方のみで構いません。申込時、定員を超える場合は定員内の人数にさせていただく場合があります。

開催日	開催時間	場所	定員
8月26日(水)	① 19:00 ～ 20:30	そうわ会館 多目的室	30人
8月28日(金)	② 10:00 ～ 11:30 ③ 19:00 ～ 20:30	生涯学習センター 第1・2会議室	各30人



第15回大井町環境展出展者を募集します

問 生活環境課 ☎ 0465-85-5010 FAX 0465-82-3295 メール seikatsu@town.oi.kanagawa.jp

環境展とは、町内外の民間企業や各種団体が、環境に関する取り組み、先進技術やアイデアなどを紹介・展示するほか、環境に関する体験教室、ごみ拾いウォーキングなどを行うイベントです。また、町制70周年記念事業として、犬のしつけ教室やドッグランも行います。

日 11月8日(日) ※雨天中止

場 大井中央公園

対 環境に関する取り組みの紹介・展示、環境体験教室、エコカー試乗体験などをしていただける企業や団体（出展料無料）

定 20団体程度

内 ①環境に関する体験教室

②脱炭素や廃棄物削減の取り組みなど環境問題の改善のための装置、設備、アイデアの紹介

③環境問題やSDGsへの取組事例紹介

申 9月4日(金)までにメール、FAX、郵送、直接のいずれか

※ 申込書は生活環境課窓口での配布または町ホームページからダウンロードできます。



▲町ホームページ



第26回大井町文化祭 参加者・参加団体を募集します

問 生涯学習課 ☎ 0465-83-5409

文化の推進と町民のふれあいを目的に、大井町文化祭を開催します。文化祭では、町内で活動している方が日頃の練習の成果やこれまで取り組んできた作品を発表します。皆さんのご参加をお待ちしています。

日 10月24日(土)、25日(日) 10:00 ～ 16:00 予定

場 生涯学習センター、総合体育館

対 町内在住・在学・在勤の方または町内で活動している個人・団体

参加部門 作品展示の部(各種作品の展示)

芸能発表の部(ホールでの発表)

イベントの部(各種教室やイベントなど)

申 8月9日(日)17:00までに、申込用紙を生涯学習センターに提出

※ 申込用紙および要項は、町ホームページからダウンロードできるほか、生涯学習センター・そうわ会館の窓口にも用意してあります。

◆実行委員会を開催します

日 8月23日(日) 14:00 ～

場 生涯学習センター

※ 文化祭の実施方法について協議します。参加申し込みされた方および団体の代表の方は、出席をお願いします。



▲町ホームページ





既存住宅の各改修工事に伴う固定資産税の減額措置

問 税務課 ☎ 0465-85-5008

次の要件を満たす改修工事を2031(令和13)年3月31日までにを行った場合は翌年度以降の該当する期間分の固定資産税が減額されます。

◇耐震改修工事

現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行った場合、固定資産税(120㎡分まで)の2分の1が減額されます。

※ 改修工事により、認定長期優良住宅となった場合、固定資産税の減額は3分の2となります。

減額要件	1982(昭和57)年1月1日以前に建てられた住居用の家屋で、耐震改修工事費用が税込み50万円を超えること
減額期間	1年度分(「通行障害既存耐震不適格建築物」については2年度分)
手続方法	改修後3カ月以内に、現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(認定長期優良住宅は認定通知書)と領収書などを用意し、税務課に申告してください。

◇省エネ改修工事

一定の省エネ基準に適合する改修工事を行った場合、固定資産税(120㎡分まで)の3分の1が減額されます。

※ 改修工事により、認定長期優良住宅となった場合、固定資産税の減額は3分の2となります。

減額要件	・2014(平成26)年4月1日以前に建てられた居住用の家屋(賃貸住宅を除く) ・窓の改修(必須)、床、天井、壁の断熱改修工事(窓と壁は外気と接する部分に限ります。) ・断熱改修工事費用(補助金などを除く)が60万円以上であること。または、断熱改修工事費用が50万円以上であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事と合わせて60万円以上であること。 ・改修後の家屋の床面積が40㎡以上240㎡以下であること ・居住部分が床面積全体の2分の1以上であること
減額期間	1年度分
手続方法	改修後3カ月以内に、省エネ基準に適合した工事であることの証明書と領収書などを用意し、税務課に申告してください。

◇バリアフリー改修工事

バリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税(100㎡分まで)の3分の1が減額されます。

減額要件	・新築された日から10年以上を経過した居住用の家屋(賃貸住宅を除く) ・65歳以上の方や、要介護、要支援認定を受けた方、障がいのある方が居住していること ・工事費用(補助金などを除く)が50万円以上であること ・廊下の拡張、階段の傾き緩和、浴室改良、トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化 ・改修後の家屋の床面積が40㎡以上240㎡以下であること ・居住部分が床面積全体の2分の1以上であること
減額期間	1年度分
手続方法	改修後3カ月以内に、領収書、工事明細書、写真、補助金などを受けている場合は、決定通知書、対象者であることを確認できる書類などを用意し、税務課に申告してください。

※ 必要書類など、詳しくは税務課にお問い合わせください。



議会第3回定例会の傍聴

問 議会事務局 ☎ 0465-85-5000

第3回定例会が、9月11日(金)から開催されます。傍聴を希望する方は、議会傍聴当日に議会事務局窓口で申し込んでください。

詳しい日程については、9月7日(月)以降の町ホームページ「大井町議会」から確認いただくか、議会事務局まで問い合わせてください。

また、議会では議員による一般質問の録画配信を行っています。一般質問を行った週の週末に湘南ケーブルテレビにて放送後、町ホームページ「大井町議会」から視聴ができます。配信期間はおおむね1年です。

▲町議会ホームページ



町内医療機関お盆休みのお知らせ

問 健康福祉課 ☎ 0465-83-8024

医療機関	お盆休み
渥美医院 ☎ 0465-82-2539	8月12日(水)～15日(土)
大井町クリニック ☎ 0465-82-8971	8月11日(火・祝)～19日(水)
佐藤病院 ☎ 0465-83-5611	8月11日(火・祝)午後休診
すずき小児科 ☎ 0465-43-6608	通常どおり
武田耳鼻咽喉科クリニック ☎ 0465-83-7733	8月13日(木)～20日(木)
まえかわクリニック ☎ 0465-86-0777	8月11日(火・祝)～15日(土)
友和クリニック ☎ 0465-83-6121	通常どおり

証明書発行手数料、
 施設利用料などの
 お支払いは便利な
 キャッシュレス決済で！

